

NACCSのプログラム変更について (平成22年2月リリース)

次期Air-NACCSの稼働開始により、現在、Sea-NACCSとAir-NACCSで別々に処理しております輸出申告関連業務、輸入申告関連業務、汎用申請関連業務(税関に対する各種申請等を汎用的に処理する業務)等が、Sea-NACCS及び次期Air-NACCSの共通業務となります。

これに併せ、別添の「平成22年2月リリース予定のプログラム変更項目一覧」のとおり、一部業務について、プログラム変更を行います。

業務処理の詳細につきましては、今後NACCS掲示板等で公開します業務仕様書及び税関において公開します「税関関連業務事務取扱要領」にてご確認ください。

主なプログラム変更項目は次のとおりとなっております。

1. 輸出申告関連業務

平成21年度関税法改正により導入された認定製造者制度(AEO製造者)について、NACCSによる輸出申告を可能とするため申告等種別の追加を行います。

2. 輸入申告関連業務

(1) 簡易申告制度における輸入(引取)申告について、積荷目録事前報告後の貨物到着前申告を可能とするとともに、一括して特例申告を行うことができる機能の追加等を行います。

(2) 石油製品等の移出(総保出)輸入申告業務を新設します。

(3) 関税等更正請求業務を新設します。

(4) 修正申告、関税等更正請求及び蔵出輸入申告等を行うにあたり、NACCSに保存されている当初の輸入申告等の情報を呼び出すことができる輸入申告情報等呼出し業務を新設します。

3. 汎用申請関連業務

(1) 汎用申請業務において手数料が必要となる場合における手数料納付について、NACCSにより行うことができる手数料納付申請業務を新設します。

(2) 事前教示照会について、税関から申請者に対し事前教示結果通知を行う業務を新設します。

4. 輸出入申告された貨物について、税関が指定した場所以外で検査を受ける場合の指定地外貨物検査申請業務を新設します。

5. 船陸(機)交通等に係る許可申請業務を新設します。

6. パッケージソフトについて、利便性向上のための一部機能の改善を行います。